

調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律案新旧対照条文

目次

一	民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）（附則第四条関係）	1
二	民事執行法（昭和五十四年法律第四号）（附則第五条関係）	3

一 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）（附則第四条関係）（現行規定は、仲裁法の一部を改正する法律（令和五年法律第 号）による改正後の規定）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

別表第一（第三条、第四条関係）

別表第一（第三条、第四条関係）

九〇一九（略）	<p>一〇八（略）</p> <p>八の 仲裁法（平成十五年法律第百三十八号） 二 第四十四条第一項、第四十六条第一項、第四十七条第一項若しくは第四十九条第一項の規定による申立て又は調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律（令和五年法律第 号） 第五条第一項の規定による申立て</p>	四千元
	<p>一〇八（同上）</p> <p>八の 仲裁法（平成十五年法律第百三十八号） 二 第四十四条第一項、第四十六条第一項、第四十七条第一項又は第四十九条第一項の規定による申立て</p>	四千元

(略)

(同上)

二 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）（附則第五条関係）（現行規定は、仲裁法の一部を改正する法律（令和五年法律第号）による改正後の規定）

改正案	現行
<p>（債務名義）</p> <p>第二十二條 強制執行は、次に掲げるもの（以下「債務名義」という。）により行う。</p> <p>一 六の三 （略）</p> <p>六の四 確定した執行決定のある国際和解合意</p> <p>七 （略）</p> <p>（執行文付与の訴え）</p> <p>第三十三條 （略）</p> <p>2 前項の訴えは、次の各号に掲げる債務名義の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める裁判所が管轄する。</p> <p>一 第二十二條第一号から第三号まで又は第六号から第六号の四までに掲げる債務名義並びに同条第七号に掲げる債務名義のうち次号、第一号の三及び第六号に掲げるもの以外のもの</p> <p>第一審裁判所</p> <p>一の二 六 （略）</p>	<p>（債務名義）</p> <p>第二十二條 強制執行は、次に掲げるもの（以下「債務名義」という。）により行う。</p> <p>一 六の三 （同上）</p> <p>（新設）</p> <p>七 （同上）</p> <p>（執行文付与の訴え）</p> <p>第三十三條 （同上）</p> <p>2 前項の訴えは、次の各号に掲げる債務名義の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める裁判所が管轄する。</p> <p>一 第二十二條第一号から第三号まで又は第六号から第六号の三までに掲げる債務名義並びに同条第七号に掲げる債務名義のうち次号、第一号の三及び第六号に掲げるもの以外のもの</p> <p>第一審裁判所</p> <p>一の二 六 （同上）</p>